



★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。

1. コロナ禍で休業「責めに帰すべき」といえず (2023/10/09)

大手技術者派遣会社で派遣社員として働く労働者が、コロナ禍に命じられた約2年の休業期間中の100%の賃金支払いを求めた裁判で、東京地方裁判所(伊藤渉裁判官)は、休業は会社の「責めに帰すべき事由」によるとはいえないと判断した。会社は休業期間中、最初の4カ月は所定内賃金、その後は平均賃金の60%を休業手当として支給していた。同地裁は雇用情勢悪化により経営状況は悪化し、流行収束の見通しも立っていなかったと指摘。休業命令には必要性和合理性が認められるとして、労働者の請求をすべて棄却した。

2. 厚労省・「年収の壁」支援パッケージ (2023/10/09)

厚生労働省は、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せずに働けるようにするための「支援強化パッケージ」を発表した。「106万円の壁」対策として、キャリアアップ助成金に新コースを設置する。賃上げや、労働者負担分の保険料に相当する手当支給などを行う企業に対して、労働者1人当たり最大50万円を助成する。令和7年度までの時限措置で、1事業所当たりの申請人数に上限は設けない。企業が手当により肩代わりした本人負担分の保険料相当額については、保険料算定の基礎に含めない。10月中旬に改正雇用保険法施行規則を公布し、同月1日に遡って適用する方針。

3. 一般事業者・男性大型運転者平均賃金は361万円に (2023/09/05)

日本トラック協会の「2022年度版 トラック運送事業の賃金・労働時間等の実態」調査によると、一般貨物自動車運送事業者における男性運転者の職種別平均賃金(1カ月平均)は、けん引が40.3万円、大型が36.1万円、中型が30.6万円だった。前年結果と比べると、けん引と大型が2%弱伸びた一方、中型は1.5%減少した。運転者全体の平均賃金は34.4万円となり、そのうち運行手当や時間外手当を含む変動給の総額は15.9万円、給与全体の46.1%を占めている。時間外手当は7万400円に上り、前年結果から6.2%(4100円)増加した。

4. 賃金引上げ後の申請可能に (2023/09/11)

厚生労働省は8月31日、今年10月の地域別最低賃金の改定を前に、企業における賃金引上げを支援する業務改善助成金を拡充した。一定規模の事業者については賃金引上げ計画の提出を不要とし、引上げ後の事後申請を認める。事業場内最低賃金(事業場内で最も低い時間給)と最賃の差額が30円以内の事業場に限定していた対象事業場の範囲も拡大し、差額が50円以内の事業場を対象とした。さらに、引上げ前の事業場内最賃額に応じて設定されている助成率の適用区分を見直し、最大の助成率10分の9が適用される範囲を従来の870円未満から900円未満に引き上げた。

★令和5年10月、最低賃金が改定されました!★

今年も過去最大の改定額に更新!

関東近隣の最低賃金一覧

都道府県	最低賃金時間額	発行年月日
千葉県	1026(984)↑	令和5年10月1日
東京都	1113(1072)↑	
神奈川県	1112(1071)↑	
埼玉県	1028(987)↑	
茨城県	953(911)↑	

今回の改定により、37都道府県で最低賃金は39円～47円引き上げられ、全国平均加重平均額は1,004円になります。

昨年度の961円から43円の引き上げ幅は過去最大です。加えて初めて全国平均加重平均額が1,000円を上まわりました。この後、都道府県労働局長により改定額が決定され10月から新たな最低賃金が適用した。

● 改正日以降に働いた分から適用しましょう

適用タイミングの考え方は、改正後の賃金は改正日以降に働いた分からとなります。給料の計算が改正日をまたぐ場合は、改正前は旧給与、改正後は新給与で計算します。

● 改正対象はいわゆる基本給

残業や休日、深夜手当、賞与、基本給とは別に支給される交通費手当などを除いた基本給が対象です。

パートやアルバイト、派遣社員など時給制の場合は、基本時給が最低賃金を上回る必要があります。

● 最低賃金の支払いは法律で義務付けられています

最低賃金に満たないことが分かった場合は、会社に3年まで遡って差額分の請求ができ、未払いに対するペナルティも会社には課せられます。

毎年最低賃金が上昇しています。いつの間にか最低賃金を割っていたなどということが無いように毎年確認しましょう。

社員の賃金に関して相談したい方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

・・・ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

第143回

年次有給休暇の買い上げは可能か？

Q、先日社員に使いきれない年次有給休暇を買い取ってほしいと申し出がありました。
以前、退職者の年次有給休暇を買い上げたことがありましたが、今回の場合は可能ですか？

A、年次有給休暇の買い上げは原則違法です。
年次有給休暇は、社員に休息の機会を与えるためのものですので休息の機会を取得することが出来なくなるので法令違反になります。



しかし、以前御社がしたように退職者に未来に向かって取得できない未消化の年次有給休暇を買い上げることが出来ます。

年次有給休暇の計画付与も徹底を望めますし、出来るだけ有効に取得しやすい環境を心掛けたいですね。

★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編集後記 ・ ・ ・

毎日気持ちのいい気候になりました。紅葉もこれから楽しみですね。

しかしながら、世界情勢がまた不安定な状況が発生しました。遠からず何かの影響が出るかもしれませんが、現状平和な日本で安全に生活できることに感謝です。

些細なことに気にしたり、不満を持ったりするのはやめにして真摯に生きていこうと思います。

・ ・ 発行・制作 ・ ・ ・



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城 3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>